



当会の記帳支援事業(公益目的事業)

平成26年 新規利用者募集中!! 記帳処理サービスをご利用下さい

個人の事業所得・不動産所得の記帳から決算までの一連のお手伝い(記帳指導・記帳処理)をいたします。

事業経営には、記帳は不可欠で本来ご自身による記帳が基本です。

「記帳って… やってみれば以外に簡単」と思えるよう当会が親切丁寧に
廉価でサポート(完全担当予約制)します。

こんな
貴方の不安を
安心(解決)に
変えたい。

- ◆事業を始めたばかりで記帳の仕方が分からない。
- ◆記帳(簿記)の基本を短期間でマスターできないか。
- ◆会計の専門家へ任せるだけの経済的な余裕がない。
- ◆記帳や経理が複雑で事業の拡大に集中できない。
- ◆事業(不動産賃貸)の経営状況が帳簿から正確に把握できない。

※税理士会関与の方のご利用はご遠慮下さい。

利用申込み及び詳しいお問い合わせは… 事業課 TEL 0465-24-2614



地域の皆様にお届けしております広報「あおいろ」は、
下記販売店にご協力・ご支援をいただいております。

- ◆読売センター 小田原報徳店…36-3683
- ◆読売センター 小田原西部店…35-0746
- ◆読売センター 小田原中央店…24-5050
- ◆読売センター 小田原城北店…74-9061
- ◆(有)池谷新聞舗…22-0327
- ◆米山新聞店 鴨宮店…36-6220
- ◆読売センター 鴨宮…47-3644
- ◆読売センター 国府津…47-3351
- ◆(有)今井新聞店…42-0340
- ◆(有)湯本新聞販売所…0460-85-5264
- ◆(有)金井…62-7889
- ◆(有)高橋新聞店…68-0333
- ◆(有)内藤新聞本舗 本店…82-0910
- ◆(有)内藤新聞本舗 東部店…72-0234
- ◆(有)高田新聞店…74-0281
- ◆(有)小松新聞店…82-0574
- ◆(有)杉山新聞店…75-0356
- ◆秀明社 酒匂サービスセンター…48-0007

複式簿記の基本を学ぶコースです 第36回青色複式簿記講座

青色申告会では、4月22日
から、第36回となる青色複
式簿記講座を開講いたしま
す。ごなたにもわかりやすい
講座ですので、是非ご参加く
ださい。

こんな方に…

●簿記の仕組み・基礎知識を
学びたい
●仕訳のしかた・決算までの
流れを理解したい
●複式簿記で記帳して、青色
申告特別控除65万円を
受けた
●簿記検定の試験対策講座
ではありません

●期間 平成26年4月22日
～5月30日の間の4月29
日(祝)、5月6日(祝)を除
く

●会場 青色会館
お車で越えしの方は近隣
の有料駐車場をご利用く
ださい
●講師 東京地方税理士会
小田原支部 竹内税理士
●受講料 会員6000円
未会員8000円(テキ
スト・資料代込)
●持ち物 筆記用具 電卓
●受講料(初回当り)
●定員 30名(先着順)
●お申し込み
TEL 24-2614(事業課)
Eメール
monaka@aio-odawara.com
締切日 4月18日

小田原県税事務所と足柄上県税 事務所の統合のお知らせ

神奈川県では平成24年10
月に策定した神奈川県緊急
財政対策の中で、出先機関の
見直しに取り組んでいます
が、その一環として、平成26
年4月1日に県税事務所を
18事務所から12事務所に再
編統合することになりました
。この再編により、平成26
年3月31日に足柄上県税事
務所は閉所し、同年4月1日
から小田原県税事務所(小田
原市荻窪350-1)が県西
地域2市8町を所管区域と
して業務を開始します。
◆納税証明書の交付請求、自
動車税の減免申請等、県税
の納付については、所管区
域にかかわらず県内の各
県税事務所で受け付けて
います。
◆法人県民税・事業税の申告
届出等は、インターネット
(エルタックス「地方税の
電子申告」)で行うことが
できます。
◆平成26年度から、インター
ネットを利用してクレジ
ットカードで自動車税が、
コンビニエンスストアで
個人事業税及び不動産取
得税が、それぞれ納付でき
るようになります。
【お問い合わせ先】
足柄上県税事務所電話
(0465)83-5111
小田原県税事務所電話
(0465)32-8000

初めて住宅借入金等住宅控除を受ける場合

1. 源泉徴収票の原本(源泉徴収額があることをご確認ください)
 2. 住民票の写し(平成26年1月以降発行されたもの)
 3. 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ※2ヶ所以上から交付を受けている場合は、その全ての証明書
 4. 家屋(土地)の登記事項証明書
 5. 請負契約書・売買契約書の写し
 6. 印鑑(スタンプ式印章は不可)
 7. 金融機関名と口座番号が分かるもの(通帳など)
- ※土地先行取得・連帯債務・譲渡・贈与等に関するものは税務署にて申告してください。

公的年金等の申告をする場合

公的年金等の合計収入が400万円以下で、その他所得が20万円以下の人は所得税の確定申告をしないことが選択できます。

1. 源泉徴収票の原本
2. 国民健康保険・国民年金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書
3. 金融機関名と口座番号が分かるもの(通帳など)
4. 前年分の確定申告書控え
5. 印鑑(スタンプ式印章は不可)

医療費控除を受ける場合

1. 源泉徴収票の原本(源泉徴収額があることをご確認ください)
2. 領収書(25年中に支払った医療費)
3. 印鑑(スタンプ式印章は不可)
4. 金融機関名と口座番号が分かるもの(通帳など) ※領収書等の集計は事前をお願い致します

年の中途中で退職された場合

1. 退職時までの給与所得の源泉徴収票(原本)
2. 国民健康保険・国民年金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書
3. 金融機関名と口座番号が分かるもの(通帳など)
4. 印鑑(スタンプ式印章は不可)

株式の売却に関する申告をされる皆様へ

証券会社の特定口座で「源泉徴収あり」を選択している方は、原則として申告の必要はありません。
株式等の譲渡損失を翌年以後に繰り越すなどの理由により、申告する場合には証券会社から送付される「特定口座年間取引報告書」が必要です。
証券会社の特定口座を選択していない方、先物取引及びFX(外国為替証拠金取引)による所得の申告については、**税務署にて申告してください。**

平成25年分所得税・消費税(個人事業者)を納付される皆さまへ

この機会に、振替納税を利用してみませんか?

◎平成25年確定申告分 納期限及び振替納付日

税目	期限等	納 期 限	振替納税を ご利用になると	振 替 納 付 日
申告所得税及び復興特別所得税		平成26年3月17日(月)	振替納付日に 自動振替します!	平成26年4月22日(火)
消費税及び地方消費税		平成26年3月31日(月)		平成26年4月24日(木)

振替納税は…

ご指定の預貯金口座から
自動振替で納税できます。

便利!

納税のために金融機関
等に出向く必要があり
ません。

手続きは

- ご利用には「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、上記の納期限までに税務署または金融機関の窓口に出していただきます。
- 振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。※「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」は国税庁ホームページから入手できます。

詳しくは **国税庁** で **検索**

青色申告会

会の予定

2月

- 1日(土) 9:00 確定申告指導会場オープン
- 18日(火) 10:00 無料年金相談(青色会館1階)
16:00 正副会長会議
- 19日(水) 10:00 無料相続相談(青色会館1階)
- 21日(金) 10:00 無料法律相談(青色会館1階)
- 27日(木) 10:00 無料不動産相談(青色会館1階)

確定申告は e-Tax

- まずは、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>「確定申告等作成コーナー」にて申告書を作成!
- さらに、「確定申告等作成コーナー」から e-Tax へ送信ができます!

■公的個人認証サービスに基づく電子証明書の有効期間満了にご注意ください

e-Tax のご利用にあたり、公的個人認証サービスに基づく電子証明書をご利用の方は、電子証明書の有効期間満了にご注意ください。期限は、発行日から起算して3年間です。有効期限が満了すると電子証明書は失効し、e-Tax のご利用はできません。

1. 有効期間の確認方法 / 電子証明書の有効期間については、取得された際に市区町村の窓口にて交付を受けた電子証明書の写し(紙)や公的個人認証サービスが提供する利用者クライアントソフトで内容を表示するなど確認してください。
2. 市区町村の窓口での手続き / 1. 有効期間を確認され満了が近い場合には、お住まいの市区町村の窓口で更新手続きを行ってください。

■公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下(複数から受給されている場合は、その合計額)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

- ◆この場合でも所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
- ◆公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要です。住民税の詳細はお住まいの市区町村にお尋ねください。

e-Tax
ご利用の方は
ご確認ください

ぜひ! ネットで申告
e-Tax
詳しくはWEBで
<http://www.eta.nta.go.jp/>